

運搬車に係る表示義務及び書面備え付け義務の概要

表示義務に係る共通基準（広域認定制度に係る大臣認定を受けた業者を除く。）
 運搬車の車体の外側に、下記の表中の「表示する事項」を見やすいように表示すること。
 具体的には、以下のように表示すること。

- ・車体の両側面に鮮明に表示
- ・識別しやすい色の文字で表示
- ・産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨の文字を日本工業規格 Z 8305に規定する140ポイント（約 5 cm）、その他の文字及び数字を90ポイント（約 3 cm）以上の大ききさで表示

運搬する主体	表示する事項	備え付ける書面
事業者 （自己運搬）	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨 ・氏名又は名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項を記載した書面 氏名又は名称及び住所 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
市町村又は都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨 ・市町村又は都道府県の名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務として行う産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面
産業廃棄物収集運搬業者	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨 ・氏名又は名称 ・許可番号（下六けた。ただし、下六けた以上のけたを記載しても差し支えない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証の写し ・産業廃棄物管理票 （電子マニフェスト使用者の場合） ・許可証の写し ・電子マニフェスト加入証 ・次の事項を記載した書面又は電磁的記録（連絡設備等を用いて下記の事項を常時確認できる場合は不要） 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 当該産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名又は名称 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先 運搬先の事業場の名称及び連絡先
再生利用認定制度に係る大臣認定を受けた業者	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨 ・氏名又は名称 ・認定番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証の写し
広域認定制度に係る大臣認定を受けた業者	規則第12条の12の13により読み替えて準用する第6条の19の規定に従って表示	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証の写し

備え付ける書類については船舶と同じ